

事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン

新型インフルエンザ対策については、国において総合的な新型インフルエンザ対策の基本となる「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、公表しているが、事業者においても、感染拡大による社会・経済的な影響を軽減するため、職場を対象とした事業継続計画を策定し、周到な準備を行う一方、個人、家庭及び地域においても、被害を最小限に食い止めるための理解と協力が不可欠であることから、昨年11月28日開催の新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」が示されたので、その旨地方獣医師会へ通知したので、ガイドラインの概要（別記1、2）とともに紹介する（ガイドライン全文は、日本獣医師会ホームページから検索ください）。

事務連絡
平成21年2月9日

地方獣医師会事務局担当役員
地方獣医師会事務局 各位

社団法人 日本獣医師会
専務理事 大森 伸男

事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドラインについて

今般、平成21年1月22日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課獣医事班より別添写しのとおり通知がありましたので、貴会会員等関係者に周知の上、動物診療施設をはじめ各獣医師業務関係職場・事業所等での対策に資していただきたくお願いします。

なお、このたびの通知は、昨年11月28日開催の新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議において、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」が示されたので、特に感染予防等のための知識、取組事項等について、広く情報提供して欲しいとするものです。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載した
ので通知の別添の「対策ガイドライン」について
は、ホームページから検索いただきたい旨お願
いします。

写

事務連絡
平成21年1月22日

(社)日本獣医師会
大森専務理事様

畜産安全管理課 獣医事班

農林水産省所管に係る独立行政法人、団体等への新 型インフルエンザ対策（感染予防等）に関する情報 の提供について

現在、世界において、鳥インフルエンザウイルスが人と人との間で効率的、持続的な感染能力を持つ新しいウイルスに変異して生じる新型インフルエンザの発生が危惧されています。ひとたび新型インフルエンザが発生すると、我が国を含め世界中で大流行（パンデミック）し、国民に甚大な健康被害をもたらすとともに、経済活動を始めとする社会の機能に大きな被害が生じることが懸念されています。

このため、政府は「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月（平成19年10月最終改訂／現在改訂作業中）新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁連絡会議）を策定し、関係省庁一体となった対応体制の整備を急いでいます。農林水産省としても、今般、新型インフルエンザ発生時における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、「農林水産省新型インフルエンザ対策行動計画」（平成20年12月5日不測時の食料安全保障に関する省内連絡会議決定）をとりまとめ、公表したところです。

新型インフルエンザによる国民の健康被害を最小限にとどめるためには、ワクチンや抗インフルエンザ薬の備蓄等の政府の対策だけでなく、事業者、個

人等がそれぞれの立場で感染予防、感染拡大の防止に努めることが極めて重要です。現在、厚生労働省等が中心となって、広く国民に対する情報提供が図られていますが、農林水産省としても、農林水産行政の円滑な推進を図るため、関係者に対し、感染予防とその上に立った事業継続計画の立案等新型インフルエンザに備えて取り組むべき事項について積極的に情報提供することが重要です。

つきましては、貴会会員等関係者に対し、別添「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン（案）」（平成20年11月28日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）に示される感染予防等のための知識、取組事項等について、広く情報提供いただくようよろしくお願い申し上げます。

【関連ウェブサイト】

内閣官房 新型インフルエンザ対策

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

農林水産省 新型インフルエンザ対策について

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/influ.html>

【別記1】

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインの概要

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

平成20年11月28日

第1章 はじめに

本ガイドライン策定の目的（職場で想定される状況や執るべき措置について提示し、事業者に必要な行動を促すことで、感染防止と被害の最小化を図るとともに、社会機能を維持し、国民生活の安全・安心の確保を目的に、事業者・職場における新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、感染防止策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したもの）等。

第2章 新型インフルエンザの基礎知識

1 新型インフルエンザの概要

(1) 新型インフルエンザの発生

- i) 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係
- ii) 急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性
- iii) 様々な種類の存在

ア 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

発病、症状（典型例）、潜伏期間、人への感

染性発生状況、致死率

イ 過去に流行した新型インフルエンザからの示唆

スペイン・インフルエンザ（1918年～1919年）の状況

ウ 新型インフルエンザの発生段階

国の行動計画で、新型インフルエンザが発生する前から国内発生、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階（前段階（未発生期）、第一段階（海外発生期）、第二段階（国内発生早期）、第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）、第四段階（小康期））に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を規定。

エ 新型インフルエンザの流行による被害想定

流行による社会への一般的な影響として、膨大な数の患者と死者、社会不安による治安の悪化やパニック等の被害を想定

(2) インフルエンザウイルスの感染経路

主な感染経路である飛沫感染と接触感染

2 基本的な新型インフルエンザ対策

(1) 薬剤を用いた新型インフルエンザ対策

国での新型インフルエンザ対策である、新型インフルエンザワクチン（パンデミックワクチン及びブレパンデミックワクチン）、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ）を用いた対策

(2) 個人や事業者が実施できる具体的な感染防止策

ア 対人距離の保持

イ 手洗い

ウ 咳エチケット

エ 職場の清掃・消毒

オ 定期的なインフルエンザワクチンの接種

(3) 感染防止策に有効な个人防护具と衛生用品

ア 個人的防具について

- ①マスク、②手袋、③ゴーグル、
- ④フェイスマスク

イ 个人防护具の購入

密着性、快適性の他、候補となる防護具の複数の型やサイズの選択、安供給、使用時間の考慮

ウ 个人防护具の管理・教育

供給の管理者の設置及び教育・訓練実施

エ 个人防护具の廃棄

使い捨ての徹底とコスト面を考慮した使用時間の延長、繰返し使用の検討、を外した後の手洗い・消毒等

第3章 事業継続計画策定の留意点

1 新型インフルエンザ対策体制の検討・確立

(1) 危機管理体制の整備

ア 意思決定方法の検討

事業継続計画の立案のため、経営責任者は、危機管理・労務・人事・財務・広報などの責任者の他、産業医等の参画させ、各事業所単位での設置、一時休業、意思決定法の確認

イ 通常時の体制の運営

- ①正確な情報を収集
- ②産業医や近隣の医療機関、管轄の保健所、産業保健推進センター等を活用し助言を依頼

(2) 情報の収集と共有体制の整備

ア 発生時における情報収集、連絡体制の整備

- ①継続して入手できる体制を構築
- ②国内外の発生状況や公共サービス情報を、国（厚生労働省、外務省等）、地方自治体、WHO等から入手
- ③情報を各事業者の計画や対策の見直し、事業者・職場の対応方針に反映するとともに事業者団体、関係企業等と密接な情報交換
- ④流行時における日々の従業員の発症状況を確認体制の構築

イ 従業員への情報提供体制の整備、普及啓発

従業員への感染防止策を徹底と発生時の行動の普及啓発及び発生時の業務従事者に対する感染リスクの低減方法の周知等

ウ サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引事業者）の確保

発生時のサプライチェーン機能、継続業務、関連事業者間での相互支援の協議

2 感染防止策の検討

(1) 職場における感染リスクの評価と対策

職場ごとに評価し、リスクを低減する方法を検討

- ①従業員の患者の2メートル以内に接近の可能性
- ②発熱などの症状のある人の入室の防止法を検討
- ③不特定多数の者と接触する機会のある事業者への感染防止策の充実
- ④感染者に接触する可能性が高い場合、接触する機会を減少のための職場環境や勤務形態の見直しや従業員への个人防护具の装着を検討

(2) 事前準備

職場で感染した可能性がある者が発見された場合を想定し、対応措置を立案

- ①その際、職場での感染防止策を徹底する役割を担うとともに、対処する作業班を決め、个人防护具を用意、試用
- ②日頃から訓練を行い習熟するとともに、必要な資器材等を備蓄
- ③社会機能の維持に関わる事業者は、あらかじめプレパデミックワクチンの接種対象者数を検討。その際、副反応、効果が未確定のため、感染防止策の継続の説明及び同意

(3) 海外勤務する従業員等への対応

海外勤務、海外出張する従業員等及び家族の感染予防のため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成19年5月18日改訂労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター）等を参考とするとともに、次の措置等を講ずる。

- ①発生国に駐在の従業員等及びその家族へ外務省の感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地での安全な滞在方法や退避の可能性を検討
- ②発生国への海外出張は原則中止。また感染拡大につれ、帰国困難、現地で十分な医療提供が困難、帰国後、最大10日間停留の可能性があること等から、発生国以外の海外出張も原則中止を望む。

3 新型インフルエンザに備えた事業継続の検討

発生時に想定される被害を勘案しつつ、事態の進展に応じた事業継続計画を作成。

計画は、地震災害のものと共通する要素もあるが、社会のため企業が継続な社会的必要性、経営維持・存続による収入確保の必要性などを勘案した重要業務の選定による事業継続のレベルの決定。さらに海外事業者との取引を含めた周到な対策の構築

(1) 事業継続方針の検討

i) 発生時における事業継続に係る基本的な方針を

検討。業種・業態による社会機能の維持に必要な事業の継続を要請、感染拡大防止のため事業活動の自粛の要請を考慮。

ii) 第二から第四まで段階ごとの方策構築

ア 社会機能の維持に関わる事業者

2カ月間の業務停止により最低限の国民生活の維持が困難となる事業者、社会的責任を果たす観点から、求められる機能維持のための事業継続の検討が必要

イ 自粛が要請される事業者

感染拡大防止の観点から不要不急の事業は、可能な限り縮小・休止が望ましい。中でも、不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者は、感染拡大防止の国や地方自治体から事業活動の自粛を要請、利用客等の大幅な減少を前提とした事業継続方針を立案が必要

ウ 一般の事業者

従業員や訪問者、利用客等の感染リスクを低減及び重要業務を特定と、その業務継続に人的・物的資源を集中し、その他の業務を積極的に縮小・休止すること（特に不要不急の業務）を考慮

エ 海外進出企業

現地で発生した場合の現地事業継続の有無、安全な事業継続の方法、日本人従業員及び家族の帰国の有無等の事業継続方針を立案

(2) 事業影響分析と重要業務の特定

事業者は、発生時の影響を分析し、継続を図る重要業務を発生段階ごとに特定

i) 一般の事業者は、発生時の事業に対する需要の変化を予測し、従業員の感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断の上、継続する重要業務への絞り込み。

ii) 社会機能の維持に関わる事業者は、第三段階のまん延期においても、社会機能の維持の重要業務の継続が求められるため、必要な重要業務を特定し、業務継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、まん延期も重要業務を継続

(3) 重要な要素・資源の確保

重要業務の継続実現のため、継続に不可欠な要素・資源を洗い出し、事前確保のための方策を構築。発生時、多くの従業員が出勤困難又は不可能となるため、代替策の準備。

①海外拠点の操業制約や輸出入の制約を前提とした、感染の疑いがある者の外出自粛要請及び濃厚接触者の自宅待機（最大10日間）要請による長期間欠勤

②サプライチェーン全体の機能の観点から重要業

務を継続に不可欠な取引事業者を洗い出し発生時の事業継続のレベルを事前に調整し、必要な措置の施行。

③ライフライン、交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等は、社会機能の維持に関わる事業者が事業継続による必要最小限の維持を想定

④発生に伴う事業縮小等による法律上の問題発生を確認（業務停止時、免責を約款で確認及び取引先と協議・見直し、さらに発生時に従業員に対する勤務命令時の留意点）

⑤国は、社会機能の維持に関わる事業者が事業継続体制を構築できるよう、発生時に企業の一定の義務を免除する関係法令の運用面を含めた周知や、企業の義務を定める規定の各種規制の弾力運用等を検討

⑥発生時、従業員の安心とともに社会的信用を保持のため、事業者内外のコミュニケーションを検討。

(4) 人員計画の立案

流行時は、各職場においても、従業員本人の発症や発症した家族の看病等で、一時的に相当数の従業員の欠勤が予想され、取引事業者や補助要員を含む運営体制等、業務の性格に応じた検討、対策を講ずるとともに、従業員等に対する教育・訓練する一方、事業を継続する場合、従業員の感染拡大防止の指導の他、訪問者、利用客等に対しても感染防止策の順守を要請し、家庭生活におけるリスクを下げることも検討。

①業務量、就業可能な者の数等のイメージを提示し、早期に感染防止策を講じ、欠勤者数が増加する前に計画的に業務量を減少する。

②人員計画に複数の班が交替勤務を行う班交代制（スプリットチーム制）等を採用入れ、発症していない従業員をチーム毎に計画的に自宅待機させる。

③発生に備えて発生段階ごとの人員計画（従業員の勤務体制や通勤方法など）を立案。

4 教育・訓練

①各事業者は、正しい知識を習得し、従業員への周知

②感染防止策は、経営者から従業員一人一人まで全員による行動変容が重要。

③通常のインフルエンザに感染した可能性がある際、積極的な医療機関での診察を励行

④発生に備えた事業継続計画を円滑な実行のための教育・訓練の実施

- ⑤従業員の意識を高め、発生時に的確な行動が可能となるよう発生に備えた訓練の立案・実施

5 点検・是正

各事業者は、実効性を維持・向上させる観点から、①監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等、②訓練の実施後、対応課題の明確化、③感染防止策等に関する新しい知見の入手等の組を定期的実施

第4章 事業継続計画の発動

発生時、策定した事業継続計画に従い、感染防止策及び事業継続のための対策を実施。発生した場合、急速に国内まん延を想定し、速やかな対策の構築。国等が提供する情報入手し計画の適宜見直しも検討

1 危機管理組織の設置・運営

(1) 危機管理組織の設置

発生時には、経営者をトップとした危機管理組織を設置し、事業所の感染予防、事業継続に関する意思決定体制の構築

(2) 情報の収集・提供

発生直後は、ウイルスの病原性や感染力などの詳細な知見を得ていないため、以後、国の組織等から随時提供される情報を収集し、早急に従業員等への感染防止策などの情報の正確な伝達。また、緊急時における地方自治体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業者・職場内の連絡網などの危機管理体制の確認。事業継続計画等の点検による今後の対応を従業員や関係事業者等に周知し、事業者団体、関係企業等と密接な情報交換の実施

2 感染防止策の実行

事業者は、国内においては、国の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、流行の度合いに応じてあらかじめ定めた感染防止策を第一段階（海外発生期）で準備し、第二段階（国内発生早期）以降対応等従業員へ実施

(1) 第一段階（海外発生期）

従業員へ個人感染対策等を注意喚起の実施

(2) 第二段階（国内発生早期）

- ア 一般的な留意事項
- イ 職場における感染防止策の実行（立ち入り制限や対人距離の確保）
- ウ 職場の清掃・消毒
- エ 従業員の健康状態の確認等
- オ 事業所で従業員が発症した場合の対処（他者

との接触防止、関係機関へ情報提供）

カ 従業員の家族が発症した場合の対処（同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触状況の把握、関係機関へ情報提供）

(3) 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

拡大時には、引き続き事前に検討した国内発生以降の感染防止策の徹底が基本であり、発生段階に応じた国や都道府県等の治療方針に従って行動

3 事業継続計画の実行

事業者は、国や地方自治体等の情報に注意し、流行の度合いに応じた事業継続計画を速やかに実行し、重要業務の継続を図るとともに、他の業務を縮小・休止

(1) 第一段階（海外発生期）

急速に国内発生の可能性を想定し、国内の事業者においても、第二段階（国内発生早期）に備えた準備実施。

[海外勤務する従業員等への対応]

- ・海外進出している事業者、海外出張者がいる事業者は、現地での発生に備えて策定しておいた事業継続計画を実行
- ・現地及び外務省等からの情報収集、海外発生兆候を感知した時点で行動
- ・発生時の業務継続等、現地の邦人従業員の滞在又は帰国について基本的な方針を立案・実行
- ・現地の邦人従業員及びその家族については、全員が即座に帰国することが難しいケースを前提に安全に留まるための方法について指示
- ・現地の在外公館と連絡を取りつつ、現地事業所の操業等は現地当局の指示に従い決定

(2) 第二段階（国内発生早期）

- ア 情報収集・提供を強化と、事前に検討した事業継続計画の実行及び重要業務の継続を図り、他の業務を縮小・休止
- イ 一般の事業者は、国内外の感染状況や社会の状況、取引事業者の操業状況等を勘案し行動。職場で発症者や育児や看病のために勤務できない就業者が出た際、代替要員による業務継続、または復帰まで業務を一時休止。職場で感染者が出た場合は、飛沫が付着する可能性のある場所を清掃・消毒し、感染リスクが低減した後、就業
- ウ 社会機能の維持に関わる事業者は、感染防止策を徹底及び取引事業者の協力による社会機能の維持に関わる重要業務継続の努力

(3) 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

ア 危機管理体制を継続的に運営し、国や地方自

治体等が提供する情報に留意しつつ、事業継続計画を引き続き実施

- イ 重要業務への資源の集中、その他の業務の縮小・休止を継続
- ウ 通常とは異なる勤務体制や班交代制の長期化により従業員に過度な負担がかからぬよう留意（従業員とその家族の全員が発症する場合を考慮し、食料品・生活必需品等の提供等を検討・実施の考慮、長期間化による財務対策（キャッシュフローの確保等）の検討）
- エ 発生時の中小企業向け金融対策は国での適切な措置の実施
- オ 感染者の発生状況や社会状況等を踏まえ、国や地方自治体等から事業者に対する様々な要請に対して可能な範囲での協力
- カ 社会機能の維持に関わる事業者は、感染防止

策を徹底及び取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおりの重要業務継続に努力

(4) 第四段階（小康期）

- ア 小康状態になった場合、感染防止策を維持しつつ、一部業務の回復（発症した従業員の多くは治癒し、就業可能が想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性があり、この間にウイルスが大きく変異した場合、発症・治癒した者も再度感染を考慮
- イ 社会機能の維持に関わる事業者は、小康状態においても、感染防止策を徹底し、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおりの重要業務継続の努力

第5章 参考資料（略）

【別記2】

個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドラインの概要

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議

平成20年11月28日

第1章 はじめに

本ガイドライン策定の目的（被害を最小限に食い止めるためには、個人、家庭及び地域での理解と協力が不可欠であり、本ガイドラインを参照し、具体的な対策の実施を望む）

(1) 新型インフルエンザの基礎知識

- i) 鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係（ウイルスの変異）
- ii) 急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性
- iii) 過去に流行したスペイン・インフルエンザ（1918年～1919年）の状況
- iv) 国での対策の他、個人、家庭及び地域における感染拡大の防止と発生時の冷静な対応のため、事前の対策と準備が必要

(2) 国・地方自治体の対策

- ア 国における総合的な対策の基本となる「新型インフルエンザ対策行動計画」の策定・公表の他、公衆衛生、医療、社会対応等の各分野でガイドラインの作成・公表

- イ 地方自治体での国の行動計画等を踏まえた、地域の実情に応じた対策行動計画やマニュアルを策定・掲示及び本人が発熱等の症状を呈した際の発熱相談センター、発熱外来の情報提供
- ウ 特に、最も住民に近い行政主体である市町村での地域住民への情報提供、意識啓発の他、支援を要する高齢者世帯、障害者世帯等（流行のため孤立化し、生活に支障を来すと予想される世帯）への具体的な支援体制の整備

(3) 国民の協力

- ア 国民一人一人が感染拡大防止に関する正しい知識を持ち、協力して自分たちの家庭や地域を守る心構えが肝要
- イ 国及び地方自治体（都道府県及び市区町村）は、国の行動計画で発生段階に応じて、状況や国民へ求める行動を広報するので、テレビ、新聞等のマスメディアやインターネットによる情報収集の他、居住地域の状況は、地方自治体の提供する情報の入手が必要

第2章 各段階における対策

1 新型インフルエンザの発生前の準備

(1) 個人、家庭及び地域での対策

- ア 情報収集
- イ 通常のインフルエンザ対策
通常のインフルエンザの主な感染経路である飛沫感染と接触感染を考慮し、国民の「咳エチケット」を心がけ
- ウ 社会・経済活動に影響が出た場合への備え
・発生時合、感染拡大を防止のために、①患者

やその同居者等の外出の自粛，地域の人同士の接触機会減少のため外出自粛，②学校，保育施設等の臨時休業，③企業の不要不急の業務の縮小・停止（重要業務の継続の場合は事業所内での感染拡大を防止のため，時間差勤務，交代勤務，在宅勤務，自宅待機などの対策実施），④集会等の中止，延期等の呼びかけの実施

・勤務先の企業や団体に対しては，不要不急の業務の縮小・停止が要請され，その際の家庭内で役割分担による生活を維持のあり方を，各家庭で検討

エ 家庭での備蓄

海外で大流行した際，様々な物資の輸入の減少，停止，また，国内発生の際，食料品・生活必需品等の流通，物流への影響が予想され，感染防止から不要不急の外出が原則自粛されるため，事前に最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄の推奨

オ その他

糖尿病や高血圧症などの慢性疾患の病状が良好に安定しない際は，感染しやすいため平常より主治医による治療の励行。発生時に，自分が感染したと誤解して発熱外来を受診の防止のため，麻疹（はしか）や通常のインフルエンザ等のように区別がつきにくい発熱性の疾患，また，他の感染症（結核や百日咳など）に罹患すると，感染しやすくなるため，予防接種を励行

(2) 住民生活の支援

ア 情報収集・提供

市区町村は，保健所との連携の下，地域住民が混乱しないよう必要な情報を的確に提供できる体制整備。感染者に対する偏見や差別を慎む旨広報等を通じて啓発

イ 支援を必要とする高齢者世帯，障害者世帯等の把握

市区町村は，自治会等と連携して独居又は夫婦のみの高齢者及び障害者の世帯など流行時孤立化し，生活に支障を来すと想定される世帯の把握に努め，発生後速やかな支援態勢の構築

ウ 食料品・生活必需品等の提供の準備

発生時は，食料品・生活必需品等の製造・販売事業者は，発生時も事業の継続を要請する方針とし，流通，物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になることも考慮し，地方自治体による備蓄，製造販売事業者との供給協定の締結等，各地域の流通・物流事業者等と連携を取り，事前に地域での食料品・生活必

需品等の確保，配分・配付の方法の検討し，地域の実情に応じた計画を策定，早期に計画に基づく取組の推進

エ その他

各市区町村では，自宅で療養する患者を見回るため等に必要な个人防护具（マスク等の个人防护具）等の備蓄及び発生時にも，地域住民の生活支援を的々実施できるよう，市区町村自らの業務継続計画の策定

2 新型インフルエンザの発生時の対応

(1) 個人及び家庭での対応

ア 情報収集

国及び地方自治体での発生状況等，随時公表する情報収集（特に，本人，家族等が発症した場合に備え，各地域の発熱相談センター，発熱外来などの情報が重要。また，正確な情報の収集，冷静な対応及び感染者への偏見や差別の自重）

イ 感染拡大の防止

自分が発症した際，または感染者からの防護のため，マスクの着用。食料品・生活必需品等の買出しや重要業務継続等を除き，感染回避のため，不要不急の外出は自粛

ウ 本人，家族等が発症した場合の対応

(ア) 発生早期の段階

感染した可能性のある者は，極力，他の人に接触を回避

・発熱・咳・全身痛などの症状がある際，「二次感染」防止のため，保健所等に設置される発熱相談センターに電話での問合せ，その指示により指定された医療機関での受診

・その際，電話で事前連絡の上，受診の時刻及び入口等を確認（その間，医療機関では院内感染を防止するための準備可能）し，受信にはマスクを着用し，公共交通機関の利用を回避

・感染が確認された際，入院して治療を受けるとともに，感染の可能性が高い同居者等や濃厚接触者への外出自粛の要請及び保健所への健康状態の報告（法律で規定）。状況に応じて抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）の配付，保健所からの説明

(イ) 感染が拡大した段階

・各地域における流行状況によるが，第三段階のまん延期には，多数の医療機関来診療は著しく混雑とするため，重症者の治療を優先し，軽症者は原則的に自宅療養。受診を希望

する際、患者との接触を極力避けることを目的とした医療機関である都道府県等の発熱外来での受診

- ・その他、都道府県や市区町村、保健所からの設置に関わる情報を随時収集。受診の判断がつかない場合、また、発熱外来の設置場所が不明な場合、発熱相談センター等への問い合わせ
- ・発熱外来を受診時は、マスクの着用。公共交通機関の利用を回避

エ 患者を看護・介護する家族の対応

- ・患者は、極力個室で静養し、家族の居室と別にし、マスクを着用し、咳エチケットなどを心がけ、患者の家族は、二次感染を防ぐよう、手洗い・うがい等を励行し、マスクの着用
- ・流水と石鹼による手洗い又はアルコール製剤による手指消毒を感染防止策の基本とし、患者の看護や介護の後は、必ず手指消毒を心がけ、患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗剤による洗浄及び乾燥で消毒

オ 医療の確保への協力

- ・第三段階のまん延期には一時的に多数の患者が医療機関を受診するため、医療従事者や医薬品・医療資器材の不足等、医療を支える体制が極端に脆弱になることも予想
- ・まん延期であっても、生命に関わる救急の患者や人工透析などの継続的な治療が必要な患者もおり、不要不急の医療機関受診や軽症での救急車両の利用は控え、患者や急を要する患者の医療の確保への協力

(2) 地域における対応

- ア 人が多く集まる集会や催し物は、可能な限りの延期
- イ 学校等では、感染が拡がりやすく、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源となるおそれがあり、患者が確認され、当該地域内において感染が拡がる可能性が否定できない場合、速やかに学校等の臨時休業の実施
- ウ 学校等が臨時休業になった場合、学校等に行

かない子どもたちどうして遊ぶ等接触を回避しない。

- エ 各個人、家庭は、感染防止策を講じつつ、自治会等地域の活動への協力。地域活動は、食料品・生活必需品等の物資の配付のルートとなることも想定され、自らの身を守ると同時に、最低限の地域活動の機能の維持

(3) 住民生活の支援

ア 情報提供

- ①市区町村による管内の住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、手洗い・うがいの勧奨
- ②都道府県と連携し、地域住民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別に繋がる情報への対応等も含め、国や都道府県と連携し、正確な情報を提供。

イ 食料品・生活必需品等の提供

食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、住民に対する、それらの確保、配分・配付等を実施

ウ 相談窓口の設置

住民からの専門的な相談は、基本的には保健所等に設けられた発熱相談センターが担うが、保健所は、患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分な対応が困難となる事態も考えられ、市区町村は混乱を回避し、住民の不安を解消するため、保健所以外での相談体制の拡充が求められ、例えば、市区町村に専用相談窓口、専用相談電話等を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や地方自治体の行う対応策の質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受ける体制の整備が必要

新型インフルエンザ関連ホームページ（略）

個人での備蓄物品の例（略）